

2011年11月29日

政府における情報保全に関する検討委員会 委員長

内閣官房長官

藤 村 修 殿

社団法人日本新聞協会

### 「秘密保全法制」に対する意見書

政府が検討を進める秘密保全に関する法制の整備に関し、日本新聞協会の意見を表明する。日本新聞協会としては、保全すべき秘密の範囲が恣意的に広がる恐れや、厳罰を恐れた公務員らが報道機関の取材に応じなくなる可能性があり、国民の「知る権利」や取材・報道の自由を阻害しかねない問題点が多い法制の整備には強く反対する。

同法制については、政府における情報保全に関する検討委員会において、本年8月に出された有識者会議の報告書を受け、次期通常国会への提出に向けて法案化作業を進めることが決定された。

まず、報告書では、①国の安全、②外交、③公共の安全および秩序の維持の3分野を対象に、国の存立に関わる重要情報を「特別秘密」に指定し、保全措置の対象とするとしているが、特別秘密の範囲が曖昧で政府・行政機関にとって不都合な情報を恣意的に指定したり、国民に必要な情報まで秘匿したりする手段に使われる恐れがある。そもそも法制化の議論は、「尖閣諸島沖での中国漁船衝突映像」という何ら保全すべき秘密には該当しない事案の流出を奇貨として始まっている。

厳罰化の影響も懸念される。現状、国家公務員法、地方公務員法の守秘義務違反による懲役は1年以下、自衛隊法の防衛秘密の漏えいによる懲役は5年以下だが、特別秘密を故意に漏えいした場合は懲役5年以下か10年以下の罰則を科すとしている。このような厳罰化は、公務員らの情報公開に対する姿勢を過度に萎縮させはしないか、という疑念が残る。事実、2005年に個人情報保護法が全面施行された際には、いわゆる「過剰反応」による情報提供の萎縮や、個人情報の保護に名を借りた情報隠しが生じ、社会の存立に不可欠な情報の流通が阻害される事態が起きている。本法制化によっても同様の事態が生じるのではないかと懸念する。

また、特別秘密を漏えいするよう働きかける行為を処罰対象とするとしており、報道機関の取材が漏えいの「教唆」「そそのかし」と判断される可能性も捨てきれない。「正当な取材活動は処罰対象にならない」としているものの、運用次第では通常の取材活動も罪に問われかねない。

以上のように、政府や行政機関の運用次第で、憲法が保障する取材・報道の自由、それに基づく国民の「知る権利」を侵害する恐れのある法制度の整備については、日本新聞協会として反対せざるを得ない。

以 上